

## (2) 別表（1～4）

### (別表1) 事業継続力強化支援計画

#### 事業継続力強化支援事業の目標

##### I 現状

###### (1) 地域の災害リスク

###### (洪水・土砂災害)

今治市では、平成30年7月豪雨災害によって市内全域に大規模な被害が生じ、全壊16棟、半壊35棟、床上浸水12棟、床下浸水33棟などの住家被害、死亡2名、重傷3名の人的被害（特に島しょ部地域では大規模な土砂災害が発生）、被害総額は約50億円となり、また、災害救助法及び被災者生活再建支援法も適用された。今回の豪雨災害は約20年ぶり（平成10年台風10号）に人命を失う程の大規模なものであったが、今後の災害リスクとしては最低でもこの規模の被害想定をしていく必要がある。

また、平成31年3月の時点で土石流512箇所、急傾斜地139箇所が土砂災害（特別）警戒区域として愛媛県に指定されており、土砂災害の発生のおそれのある危険箇所は市内全域に広がっている。

###### (地震)

今後発生が予測されている南海トラフ巨大地震では、全域で最大震度5強～6強、最大浸水深3～4m、30cm以上の浸水面積が220haにも及ぶとされており、島しょ部では防波堤開口部の閉門設置工事が行われている。被害予想は最悪の場合、建物の全半壊3万棟以上、多数の死者と4万人を超える避難者数が見込まれている。

他にも、平成13年に多くの被害を出した芸予地震（安芸灘～伊予灘～豊後水道でのプレート内地震。当時の市内被害は、負傷者11人、住家被害6千戸以上）でも、前回と同程度の最大震度5強の揺れが予想されている。

###### (その他)

当市は瀬戸内海気候に属し、過去およそ40年間の年間平均気温は約15.9度、年間平均降水量1,275.8mmの比較的温暖少雨の気候ではあるものの、ここ数年は毎年のように市内各地で最大時間雨量が30mmを超える大雨が長時間降り続き、土砂災害への警戒は年々深まっている。

地域ごとの特色としては、陸地部の丘陵部は住宅地や商工業用地開発が進み、いくつかの市街地が形成されている。また、沿岸部には埋立地も多く、波止浜周辺の住宅地、コンビナートなどの危険物施設や造船所などは軟弱な地盤での災害危険性が高まっている。島しょ部では、山地・丘陵地での土砂災害の危険性が高まっており、伯方町や吉海町の一部地域では埋立てによる市街地化が見られ、ここでも軟弱な地盤での災害危険性が高まっている。

また、2級河川の蒼社川右岸（南側）の低地や河口付近の市街地や産業用地は大雨での河川氾濫のみならず、地震での津波浸水被害も想定されており、日頃からの備え、早めの避難が特に必要な地域である。

<今治市地域防災計画>

<https://www.city.imabari.ehime.jp/bousai/chiikibousaikeikaku/>

<今治市防災マップ・ハザードマップ>

<https://www.city.imabari.ehime.jp/bousai/bousaimap.html>

<今治市防災情報ポータル>

<https://city-imabari.secure.force.com/>

(2) 商工業者の状況（令和元年12月31日現在）

- ・商工業者数 1,054人
- ・小規模事業者数 846人

【内訳：商工会調査】商工会基幹システムデータより

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商 工 業 者	建設業	131	110	
	製造業	170	113	
	卸売業	53	47	
	小売業	236	210	
	飲食・宿泊業	100	88	
	サービス業	184	168	
	その他	180	110	

(3) これまでの取組

1) 今治市（以下、本市という。）の取組

- ・自然災害の発生により生じる市民生活と公共財産の被害軽減（減災）を図るために、「今治市地域防災計画」並びに「今治市水防計画」を策定、本計画に基づいた各種対策の推進と発災時の速やかで適切な対応を図るための体制整備を進めている。
- 主な取組みとしては、官民が合同で参加する市総合防災訓練の実施や、学校や公共施設での食料や必要備品の備蓄などがある。また、多数の民間企業や各種団体と災害時応援協定を締結し、災害復旧や避難所運営での協力体制を構築している。
- ・災害に強い人づくりを進めるため、自主防災組織率の向上を推進し、合わせて各地域・企業での出前講座も実施している。

2) しまなみ商工会（以下、本会という。）の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知を図るとともにBCP勉強会を開催した。
- ・愛媛県火災共済協同組合と協力し、火災共済への加入を推進してきた。
- ・防災備品として、会館にスコップ、懐中電灯等を備蓄している。
- ・今治市内の各旧町単位で実施する防災訓練の際には、参加及び協力してきた。
- ・愛媛県主催の防災士養成講座へ職員を参加させた。（令和元年度 1名）

## II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、BCP策定等に関する助言を行える本会経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

## III 目標

- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
  - ▼スタートアップ型の簡易（A3版1枚程度）な事業者BCP策定（年50事業所）
  - ▼事業継続力強化計画認定（年25事業所）
  - ▼各種共済・保険制度への加入推進（見直し、検討資料提供含む）（年100事業所）  
《対象共済・保険制度》  
火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他

- ・発災時における情報共有を円滑に行うため、本会と今治市（しまなみ地域内各支所を含む。以下、両者という。）及び愛媛県との被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内及び関係機関との連携体制を平時から構築する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

#### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

本会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。支援にあたっては、両者の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業に取り組む。

##### <1. 事前の対策>

本市が策定する各防災関係計画と当計画との整合性を図り、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

###### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回及び窓口経営指導時に、ハザードマップやリスクチェックシート等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報・ホームページ・メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・巡回経営指導時に、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや保険相談会の開催、行政のBCP関連の施策の紹介等を行う。
- ・事業者向けに市の出前講座を開催し、防災に係る基礎知識や災害への備え、自主防災組織への参加意義等、具体的で実践的な知識やノウハウが習得できるよう支援する。
- ・事前に固定資産や所有物等の写真をとるように指導し、万が一の場合、台帳との紐付けができるように備える。

###### 2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・本会は、全国商工会連合会様式をもとに事業継続計画を作成する。（令和2年認定予定）

###### 3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ損害保険会社に必要に応じて専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象としたBCP作成セミナーや損害保険の紹介等を行う。
- ・関係団体や機関に対し、普及啓発ポスター掲示やセミナー共催を依頼する。

###### 4) フォローアップ

- ・巡回経営指導時に、小規模事業者の事業者BCPの策定及び取り組み状況を確認する。
- ・今治市事業継続力強化支援連絡会議[仮称]（構成員：両者の担当者及び参加が必要と認める者）を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

## 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6の地震及び平成30年7月豪雨災害規模の豪雨）が発生したと仮定し、両者の連携体制を確認する。

### <2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助に最優先で取り組み、そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。

（「商工会災害対応システム」を活用して本会職員間での安否確認を行うとともに、業務従事の可否や大まかな被害状況；家屋被害、道路状況等を両者で共有する。）

※「商工会災害対応システム」とは、発災時に各商工会より人的・物的被災状況をPCに入力、インターネットを使って、愛媛県商工会連合会及び全国商工会連合会に情報を伝達するシステムです。

この入力画面をスマートフォンに登録しておけば、どこからでも情報を伝えることが可能で、時間とともに被災状況は変わっていくものであり、後から追って送信連絡もできるため、新しい情報を届けることができます。当然ながら自治体とも情報は共有され、被災者支援・防災に役立てるために構築されたシステムのことです。

#### 2) 応急対策の方針決定

- ・両者の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する、等。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

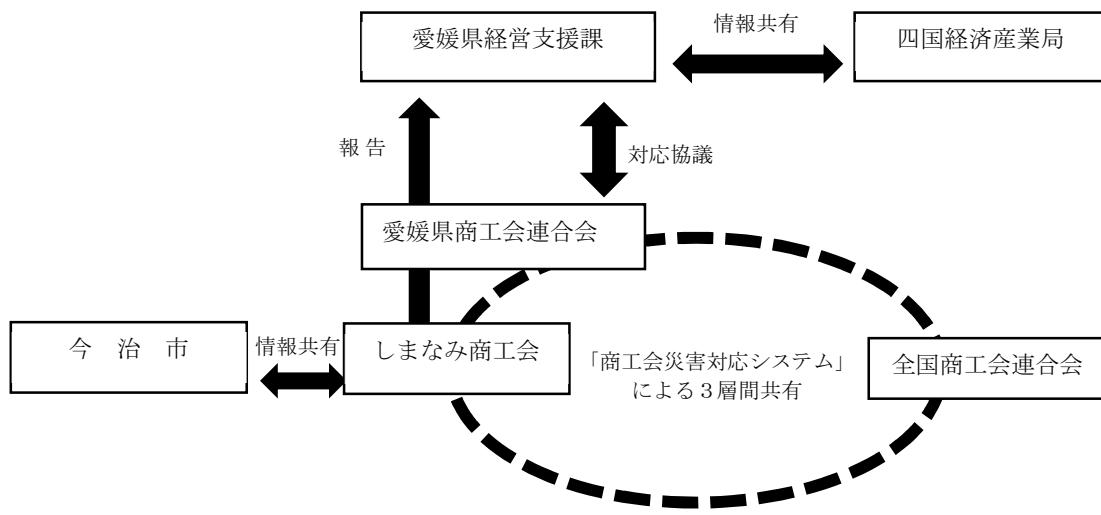
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・当計画により、両者は以下の頻度で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間以降	1日に1回共有する

### <3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・両者は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算出方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・両者が共有した情報を、「商工会災害対応システム」を活用して愛媛県商工会連合会及び愛媛県経営支援課へ報告する。



### <4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・両者協議のうえ、安全性が確認された場所において、特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、小規模事業者等へ周知する。
- ・なお、本市においては、今治市業務継続計画に基づき、2週間以内には融資制度（資金繰り支援）にかかる業務を通常通り再開させる。

### <5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し、復興時に適切な被災事業者施策（国や県、市等の施策）の活用支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を愛媛県商工会連合会に依頼する。
- ・必要に応じて大規模災害時等に本市が設置する「災害復興検討委員会」に参加し、小規模事業者に必要な支援のあり方について協議する。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
	(令和2年1月現在)
(1) 実施体制	
しまなみ商工会 事務局長	今治市 商工振興課長
損害保険 会社等	今治市商工振興課 及び各支所
しまなみ商工会(本所) 法定経営指導員	今治市 防災危機管理課
支援ツール 連携等	共同 連絡調整
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する 経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 中林 宏徳 (連絡先は後述 (3) ①参照)	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)	
(3) 商工会、関係市町連絡先	
①商工会 しまなみ商工会 (本所) 〒794-2203 愛媛県今治市宮窪町宮窪 2822 番地 9 TEL : 0897-86-2130 / FAX : 0897-86-3792 E-mail : <a href="mailto:shimanami@shimanami.or.jp">shimanami@shimanami.or.jp</a>	
しまなみ商工会 (伯方支所) 〒794-2305 愛媛県今治市伯方町木浦甲 3437 番地 3 TEL : 0897-72-0026 / FAX:0897-74-0018 E-mail : <a href="mailto:hakata@shimanami.or.jp">hakata@shimanami.or.jp</a>	
しまなみ商工会 (大三島支所) 〒794-1304 愛媛県今治市大三島町宮浦 5703 番地 TEL : 0897-82-0795 / FAX:0897-82-1311 E-mail : <a href="mailto:oomishima@shimanami.or.jp">oomishima@shimanami.or.jp</a>	
②関係市 今治市 産業部商工振興課 〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目 4 番地 1 TEL : 0898-36-1540 / FAX : 0898-25-2961 E-mail : <a href="mailto:shoukou@imabari-city.jp">shoukou@imabari-city.jp</a>	
※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	250	250	250	300	300
・専門家派遣費	100	100	100	150	150
・連絡会議運営費	30	30	30	30	30
・セミナー開催費	70	70	70	70	70
・パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、市補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。